

## いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する「重大事態」について

## いじめ防止対策推進法 第 5 章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。



疑いがあると認めるとき

- 因果関係が明確に認められなくとも因果関係が存在する可能性があれば、「重大事態」であると捉えます。
- 平成 25 年度「生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について」の結果を見ると「重大事態」として捉えるべき事案を見逃していることも考えられます。

## 不登校になったきっかけと「重大事態」の発生件数

	不登校児童生徒数	うち、不登校になったきっかけと考えられる状況が「いじめ」である児童生徒数	法第 28 条第 1 項第 2 号に規定する「重大事態」の発生件数
小 学 校	24,175 人	414 人	41 件 (9.9%)
中 学 校	95,442 人	1,527 人	62 件 (4.0%)
高 等 学 校	55,655 人	178 人	19 件 (10.7%)
計	175,272 人	2,119 人	122 件 (5.8%)

※括弧内の数字は、「不登校になったきっかけと考えられる状況が「いじめ」である児童生徒数」に占める「重大事態」の発生件数」の割合

平成 25 年度「生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について」結果より